

羽生市立図書館システム更新業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和8年度羽生市立図書館システム更新業務を実施するに当たり、プロポーザル方式によりその業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正に決定するため、羽生市立図書館システム更新業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 企画課長
- (3) 図書館長
- (4) 企画課情報政策係長
- (5) 図書館業務係職員
- (6) 識見者（2名）

2 委員会に委員長を置き、生涯学習部長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、審査結果及び選定理由書を作成し、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年3月19日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当該業務の契約が締結された時に失効する。